

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月17日
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 道男
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	岡部 武男
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	朝日ライフ クオンツ 日本株オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**第一部【証券情報】****(1)【ファンドの名称】**

朝日ライフ クオオンツ 日本株オープン

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

**(2)【内国投資信託受益証券の形態等】**

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

**(3)【発行(売出)価額の総額】**

1,000億円を上限とします。

**(4)【発行(売出)価格】**

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104(営業日の9:00~17:00)

**(5)【申込手数料】**

取得申込受付日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**(6)【申込単位】**

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**(7)【申込期間】**

2020年9月18日から2021年3月18日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ	<a href="http://www.alamco.co.jp/">http://www.alamco.co.jp/</a>
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

**(9)【払込期日】**

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。  
振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	<a href="http://www.alamco.co.jp/">http://www.alamco.co.jp/</a>
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構

**(12)【その他】**

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります(販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。)

取得申込金額には、利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行っていません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

TOPIX との連動性を重視しつつ、長期的にTOPIXを上回る収益の確保を目的とします。

TOPIX(東証株価指数：TOPIXはTokyo Stock Price Indexの略称)は、東京証券取引所第一部に上場しているすべての銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。1968年1月4日(基準日)の時価総額を100とした場合、現在の時価総額がどの程度かを表します。株式市場全体の資産価値の変化を通じて、株価の変動をみようとするものです。

## 商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

## ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ( )
追加型投信	内外	資産複合

## ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合	その他 ( )	エマージング	
資産配分固定型 資産配分変動型			

## &lt;各分類および区分の定義&gt;

## 商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
--------	---------------------------	---

決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。

(注1) 上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

(注2) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### 信託金の限度額

1,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

朝日ライフ クオオンツ 日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式市場全体の動きをあらわすTOPIXとの連動性を重視しつつ、長期的にTOPIXを上回る収益の確保を目的として運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「<参考>マザーファンドの特色」をご覧ください。

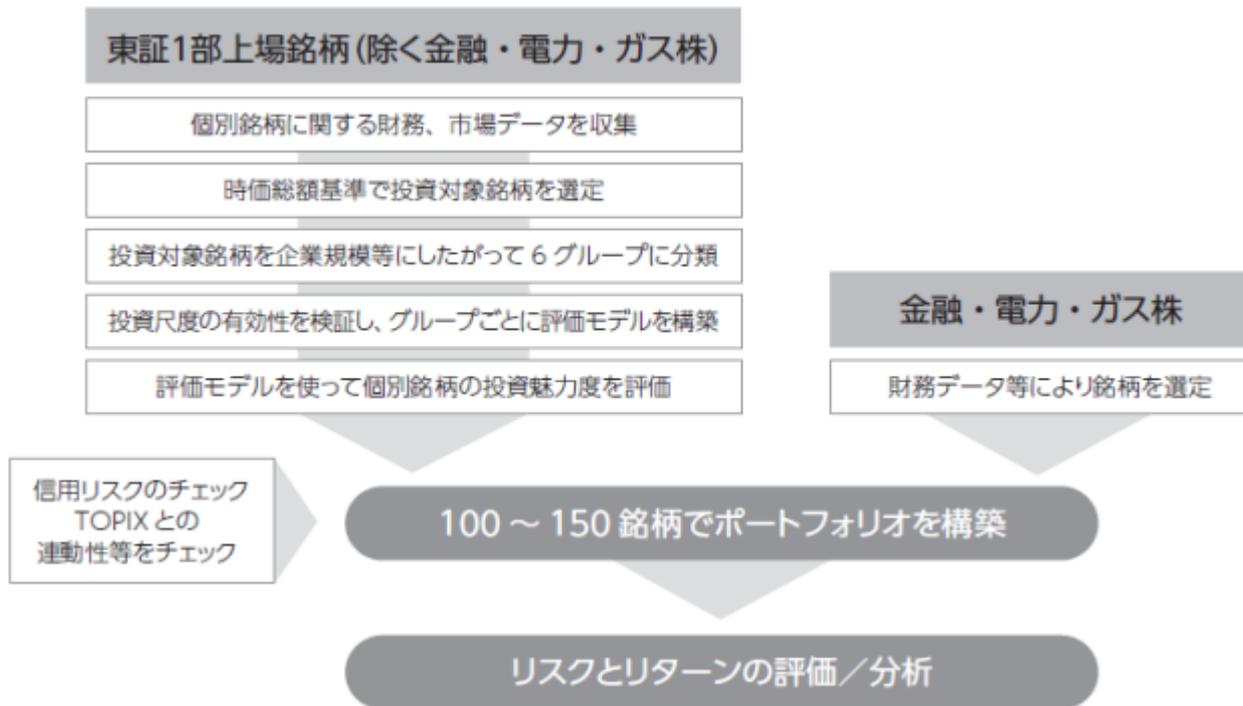
#### <参考>マザーファンドの特色

##### 朝日ライフ クオオンツ 日本株マザーファンド

#### 運用の特色

- 1) 東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。
- 2) コンピュータを用いて統計的手法により銘柄を選定するクオオンツ運用を行います。
  - ・東京証券取引所第一部上場銘柄(金融・電力・ガス株を除く)を企業規模等の特徴にしたがって6つの銘柄グループに分類します。
  - ・グループごとに投資尺度の有効性を検証し、有効性が高い投資尺度を組み合わせる銘柄評価モデル(クオオンツモデル)を構築します。
  - ・クオオンツモデルの評価にしたがって、グループごとに魅力あると見込まれる銘柄を選びます。
  - ・金融・電力・ガス株は財務分析等により銘柄を選定します。
  - ・特定のグループに集中投資しすぎていないか、業種に極端な偏りがないかの検証を行います。

#### 個別銘柄選定のプロセス



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

1999年7月2日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

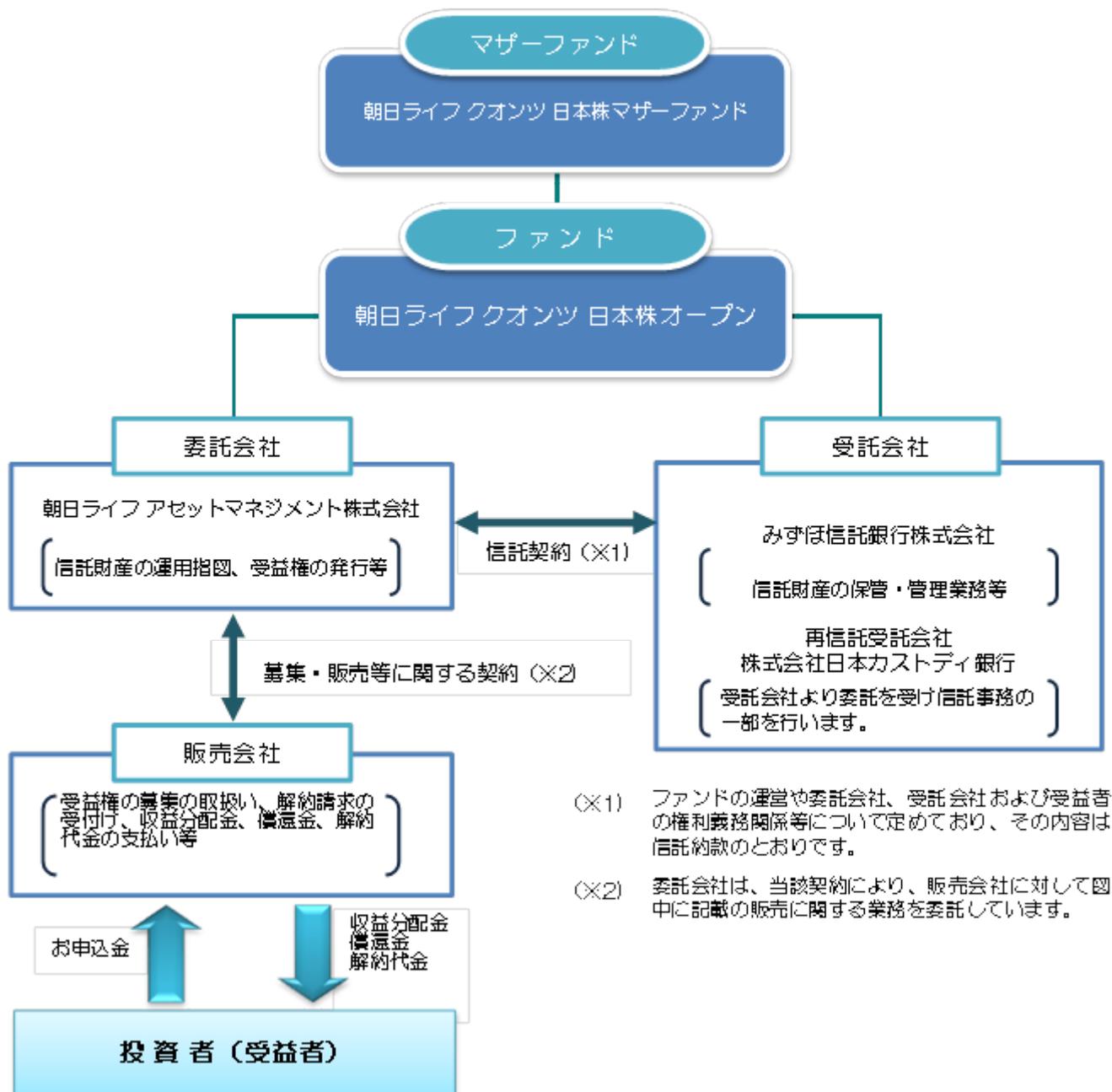
当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



ファンドの仕組み及び関係法人



### 委託会社の概況

- 1) 資本金の額(2020年7月末現在)  
30億円
- 2) 会社の沿革  
1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立  
1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 3) 大株主の状況(2020年7月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とする朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に保つことを基本とし、非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は信託財産総額の50%以下とします。ただし、投資環境等によっては、弾力的に変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## (2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として朝日ライフ クオント 日本株マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとし、)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので、本邦通貨表示のものとし、)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるもので、本邦通貨表示のものとし、)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券にかかるものに限り、)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨表示のものとし、)
- 18) 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもので、本邦通貨表示のもの

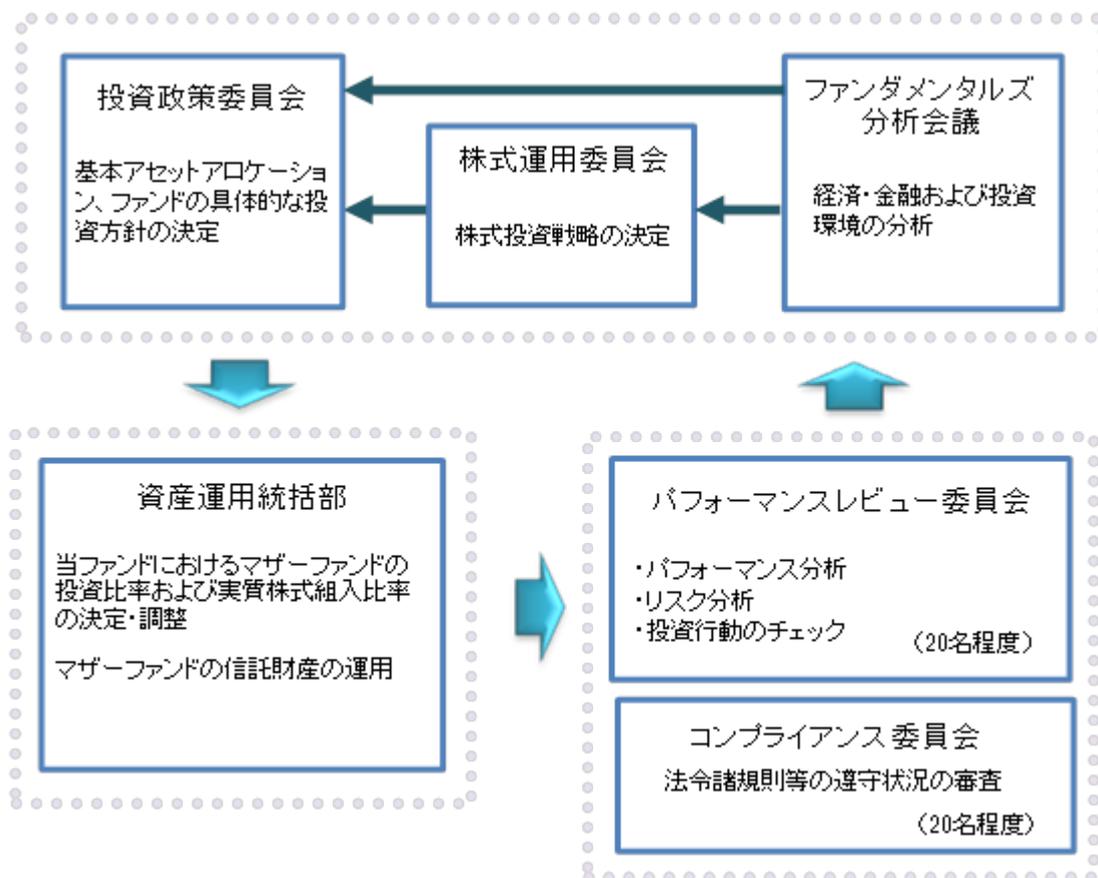
なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものならびに14)の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 の1) から5) までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

- 1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- 2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

資産運用統括部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) 当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
- 2) マザーファンドの信託財産の運用を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注)委員会および部の名称等は変更される場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年6月22日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

##### 1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

##### 2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>
- 2) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第19条第4項>  
上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。<同条第6項>(以下3)、5)、6)、7)において同じ。)
- 3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第19条第5項>
- 4) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。<信託約款第21条第1項>

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

- 5) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第1項＞
- 6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第2項＞
- 7) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第23条第1項＞
- 8) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第24条第1項＞
- 上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。＜同条第2項、第3項＞
- 9) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第25条第1項＞
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞
- 10) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第26条第1項＞
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞
- スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞
- 11) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第27条第1項＞
- 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第28条第1項＞

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第29条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第30条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

- 15) 外貨建資産への投資は行いません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

- 16) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第38条第1項＞

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。＜同条第2項＞

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。＜同条第3項＞

借入金の利息は信託財産中より支弁します。＜同条第4項＞

- 17) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第27条の2＞

- 18) 前記1)から17)までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとな

た場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

#### 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### ＜参考＞マザーファンドの概要

##### 朝日ライフ クオオンツ 日本株マザーファンド

以下「(3)投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

#### (1) 投資方針

##### 投資対象

東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

- 1) TOPIXを上回る収益の確保を目指し、銘柄の選定にあたっては独自開発のクオオンツモデル(コンピュータを用いて統計的手法により銘柄を選定する仕組み)を活用します。
- 2) クオオンツモデルにより、魅力ある銘柄を業種分散などに配慮しながら銘柄選定を行います。
- 3) 株式の組入れにあたってはフルインベストメントを基本とし、非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 4) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

#### (2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
- 12) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとし、かつ、) )
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので、本邦通貨表示のものとし、かつ、) )
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるもので、本邦通貨表示のものとし、かつ、) )
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券にかかるものに限ります。)

- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨表示のものとしします。)
- 18) 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもので、かつ、本邦通貨表示のもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものならびに14)の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち、2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1)から5)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第4項〉

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第5項〉

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。〈信託約款第12条第1項〉

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。〈同条第2項〉

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第13条第1項〉

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第13条第2項〉

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第14条〉

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。〈信託約款第15条第1項〉

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。＜同条第2項、第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第16条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第17条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第18条第1項＞

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第19条第1項＞

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第20条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第21条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。〈同条第2項、第3項〉

外貨建資産への投資は行いません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。〈信託約款第18条の2〉

前記 から までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

### 3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 1) 株価変動リスク

株式の価格(株価)が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

#### 2) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

#### 3) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 4) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

#### 5) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

##### 1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等により、データベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。

##### 2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

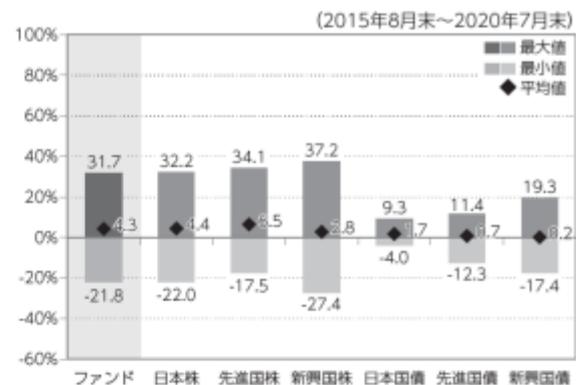
- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部門が、売買執行後の事後チェックを管理部門がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

(注) 委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

## [参考情報]

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、2015年8月末を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2% (税抜2.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.32%(税抜1.2%)の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.55%(税抜)	年率0.55%(税抜)	年率0.10%(税抜)
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

## (4) 【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.0055%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額とします。

ただし、年44万(税抜40万円)を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

ファンドの組入る有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個別元本について

- 1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

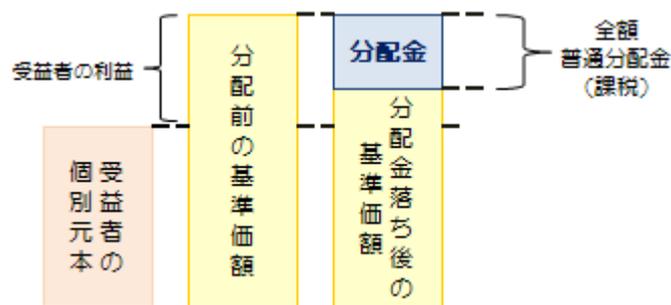
- 3) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)とがあります。

##### 1) 普通分配金

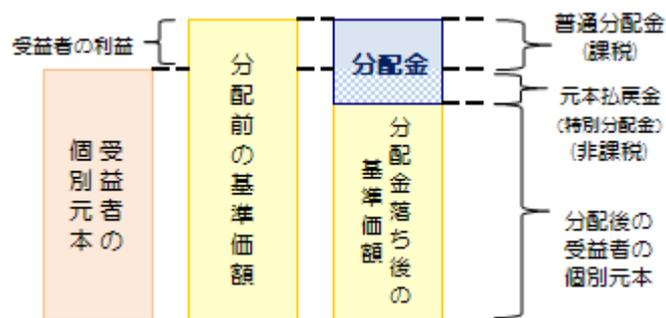
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

##### 2) 元本払戻金(特別分配金)

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

#### 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1) 個人の受益者に対する課税

###### a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用が可能です。)または申告分離課税を選択することもできます。

###### b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額<sup>注</sup>および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

###### c. 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

- d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2) 法人の受益者に対する課税

### a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315% (所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

### b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

### c. 益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金(解約)時および償還時における課税は行われません。

上記は、2020年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

2020年7月31日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,241,827,809	92.02
コール・ローン、その他(負債控除後)		194,446,958	7.98
合計(純資産総額)		2,436,274,767	100.00

(注) 株価指数先物取引を買建てており、その時価は 194,545,000円(投資比率7.99%)となっています。

### <参考> マザーファンドの投資状況

朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,133,829,560	95.18
コール・ローン、その他(負債控除後)		108,005,379	4.82
合計(純資産総額)		2,241,834,939	100.00

(注) 株価指数先物取引を買建てており、その時価は 104,755,000円(投資比率4.67%)となっています。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1) 主要銘柄の明細

種類	銘柄	国/ 地域	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----	----	----------	-----------	-----------------	-------------	-----------------	-------------	-----------------

親投資信託 受益証券	朝日ライフ クオント 日本株マザーファンド	日本	1,303,160,966	1.8172	2,368,104,107	1.7203	2,241,827,809	92.02
---------------	--------------------------	----	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

## 2) 種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	92.02
合計		92.02

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

種類	取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪	TOPIX先物取引(買建)	2020年9月	13	204,425,000	194,545,000	7.99

## &lt;参考&gt; マザーファンドの投資資産

朝日ライフ クオント 日本株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

## 1) 主要銘柄の明細(評価金額上位30銘柄)

種類	銘柄名	国/ 地域	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株 式	キーエンス	日本	電気機器	1,500	44,570.0 66,855,000	44,220.0 66,330,000	2.96
	日本電信電話		情報・通信業	24,000	2,509.1 60,217,200	2,443.5 58,644,000	2.62
	トヨタ自動車		輸送用機器	9,300	6,818.0 63,407,400	6,217.0 57,818,100	2.58
	武田薬品工業		医薬品	13,200	3,915.5 51,684,500	3,756.0 49,579,200	2.21
	任天堂		その他製品	1,000	50,150.0 50,150,000	46,440.0 46,440,000	2.07
	NTTドコモ		情報・通信業	15,700	2,901.5 45,553,550	2,907.5 45,647,750	2.04
	ソフトバンクグループ		情報・通信業	6,900	5,789.9 39,950,400	6,595.0 45,505,500	2.03
	信越化学工業		化学	3,700	12,345.0 45,676,500	12,275.0 45,417,500	2.03
	HOYA		精密機器	4,200	10,375.0 43,575,000	10,420.0 43,764,000	1.95
	ニトリホールディングス		小売業	1,700	19,835.0 33,719,500	23,170.0 39,389,000	1.76
	村田製作所		電気機器	5,800	6,396.0 37,096,800	6,609.0 38,332,200	1.71
	ソニー		電気機器	4,700	7,650.3 35,956,600	8,076.0 37,957,200	1.69
	ネクソン		情報・通信業	13,900	2,433.0 33,818,700	2,730.0 37,947,000	1.69
	KDDI		情報・通信業	10,700	3,167.0 33,886,900	3,259.0 34,871,300	1.56
	東京エレクトロン		電気機器	1,200	25,085.0 30,102,000	28,800.0 34,560,000	1.54
オービック	情報・通信業	1,800	19,113.3	18,910.0	1.52		

			34,404,000	34,038,000	
小野薬品工業	医薬品	11,200	3,129.0	2,963.5	1.48
			35,044,800	33,191,200	
日本たばこ産業	食料品	18,300	2,174.5	1,812.0	1.48
			39,793,350	33,159,600	
S M C	機械	600	57,343.3	55,070.0	1.47
			34,406,000	33,042,000	
塩野義製薬	医薬品	5,200	7,087.0	6,259.0	1.45
			36,852,400	32,546,800	
住友不動産	不動産業	11,700	3,006.0	2,689.5	1.40
			35,170,200	31,467,150	
東海旅客鉄道	陸運業	2,200	17,080.0	12,705.0	1.25
			37,576,000	27,951,000	
シマノ	輸送用機器	1,200	20,690.0	23,000.0	1.23
			24,828,000	27,600,000	
九電工	建設業	9,200	3,010.0	2,975.0	1.22
			27,692,000	27,370,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	69,000	437.5	393.2	1.21
			30,187,500	27,130,800	
山九	陸運業	7,300	3,914.0	3,645.0	1.19
			28,572,200	26,608,500	
東京建物	不動産業	23,100	1,291.3	1,130.0	1.16
			29,828,700	26,103,000	
D I C	化学	10,300	2,747.0	2,531.0	1.16
			28,294,000	26,069,300	
ヒューリック	不動産業	28,400	968.0	906.0	1.15
			27,491,200	25,730,400	
ユー・エス・エス	サービス業	16,300	1,779.0	1,571.0	1.14
			28,997,700	25,607,300	

## 2) 業種別投資比率

国内/外国	業種	投資比率(%)
-------	----	---------

国内	情報・通信業	14.10
	電気機器	12.28
	医薬品	9.01
	サービス業	7.71
	輸送用機器	5.15
	化学	4.91
	銀行業	4.55
	不動産業	4.54
	機械	3.62
	小売業	3.39
	精密機器	3.35
	陸運業	3.18
	食料品	2.73
	その他製品	2.53
	保険業	2.00
	非鉄金属	1.84
	パルプ・紙	1.81
	卸売業	1.64
	建設業	1.63
	電気・ガス業	1.27
	金属製品	1.06
	ガラス・土石製品	0.77
	その他金融業	0.75
	証券、商品先物取引業	0.65
ゴム製品	0.36	
繊維製品	0.21	
鉄鋼	0.15	
合計	95.18	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪	TOPIX先物取引(買建)	2020年9月	7	110,075,000	104,755,000	4.67

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1万口当たりの純資産額)	
第12計算期間末 (2011年6月22日)	(分配付)	1,276,019,082	(分配付)	4,428
	(分配落)	1,276,019,082	(分配落)	4,428
第13計算期間末 (2012年6月22日)	(分配付)	1,168,754,302	(分配付)	4,064
	(分配落)	1,168,754,302	(分配落)	4,064
第14計算期間末 (2013年6月24日)	(分配付)	1,643,282,641	(分配付)	5,858
	(分配落)	1,643,282,641	(分配落)	5,858
第15計算期間末 (2014年6月23日)	(分配付)	1,274,022,508	(分配付)	7,034
	(分配落)	1,274,022,508	(分配落)	7,034
第16計算期間末 (2015年6月22日)	(分配付)	2,058,549,012	(分配付)	9,401
	(分配落)	2,058,549,012	(分配落)	9,401

第17計算期間末 (2016年6月22日)	(分配付) 1,981,333,406 (分配落) 1,981,333,406	(分配付) 7,529 (分配落) 7,529
第18計算期間末 (2017年6月22日)	(分配付) 2,506,024,870 (分配落) 2,506,024,870	(分配付) 9,581 (分配落) 9,581
第19計算期間末 (2018年6月22日)	(分配付) 2,732,541,911 (分配落) 2,612,397,123	(分配付) 10,462 (分配落) 10,002
第20計算期間末 (2019年6月24日)	(分配付) 2,472,549,438 (分配落) 2,472,549,438	(分配付) 9,085 (分配落) 9,085
第21計算期間末 (2020年6月22日)	(分配付) 2,576,065,524 (分配落) 2,576,065,524	(分配付) 9,490 (分配落) 9,490
2019年 7月末	2,513,838,716	9,236
8月末	2,407,781,233	8,846
9月末	2,538,887,662	9,328
10月末	2,670,904,033	9,813
11月末	2,762,369,708	10,150
12月末	2,805,521,376	10,327
2020年 1月末	2,723,687,749	10,025
2月末	2,447,012,072	9,009
3月末	2,274,325,678	8,373
4月末	2,389,322,534	8,803
5月末	2,567,497,668	9,459
6月末	2,547,969,134	9,387
7月末	2,436,274,767	8,975

## 【分配の推移】

		1万口当たりの分配額(円)
第12計算期間末	2011年6月22日	0
第13計算期間末	2012年6月22日	0
第14計算期間末	2013年6月24日	0
第15計算期間末	2014年6月23日	0
第16計算期間末	2015年6月22日	0
第17計算期間末	2016年6月22日	0
第18計算期間末	2017年6月22日	0
第19計算期間末	2018年6月22日	460
第20計算期間末	2019年6月24日	0
第21計算期間末	2020年6月22日	0

## 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第12計算期間	自 2010年 6月23日 至 2011年 6月22日	6.21
第13計算期間	自 2011年 6月23日 至 2012年 6月22日	8.22

第14計算期間	自 2012年 6月23日 至 2013年 6月24日	44.14
第15計算期間	自 2013年 6月25日 至 2014年 6月23日	20.08
第16計算期間	自 2014年 6月24日 至 2015年 6月22日	33.65
第17計算期間	自 2015年 6月23日 至 2016年 6月22日	19.91
第18計算期間	自 2016年 6月23日 至 2017年 6月22日	27.25
第19計算期間	自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日	9.20
第20計算期間	自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	9.17
第21計算期間	自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日	4.46

(注)収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第12計算期間	自 2010年 6月23日 至 2011年 6月22日	7,175,716	8,710,303
第13計算期間	自 2011年 6月23日 至 2012年 6月22日	4,888,104	11,026,896
第14計算期間	自 2012年 6月23日 至 2013年 6月24日	5,519,128	76,172,720
第15計算期間	自 2013年 6月25日 至 2014年 6月23日	1,529,742,180	2,523,719,876
第16計算期間	自 2014年 6月24日 至 2015年 6月22日	2,107,462,269	1,728,797,309
第17計算期間	自 2015年 6月23日 至 2016年 6月22日	2,581,786,276	2,139,920,309
第18計算期間	自 2016年 6月23日 至 2017年 6月22日	3,114,827	19,241,663
第19計算期間	自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日	5,026,497	8,720,159
第20計算期間	自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	111,055,033	1,303,074
第21計算期間	自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日	2,402,471	9,595,273

(参考情報)

# 運用実績

(2020年7月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しています。(設定日：1999年7月2日)

※基準価額は信託報酬控除後です。

## ■ 分配の推移

決算期	分配金
2016年6月	0円
2017年6月	0円
2018年6月	460円
2019年6月	0円
2020年6月	0円
設定来累計	3,960円

※分配金は1万円当たり、税引前の金額です。

## ■ 主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

### ■ 資産別構成

	比率
株式	99.9%
うち先物	4.7%
その他資産	0.1%
合計	100.0%

### ■ 組入上位10銘柄

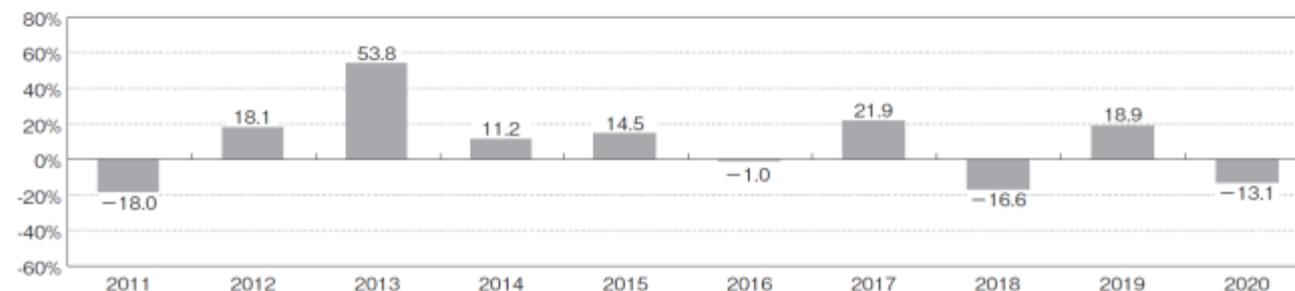
	銘柄名	比率
1	キーエンス	3.0%
2	日本電信電話	2.6%
3	トヨタ自動車	2.6%
4	武田薬品工業	2.2%
5	任天堂	2.1%
6	NTTドコモ	2.0%
7	ソフトバンクグループ	2.0%
8	信越化学工業	2.0%
9	HOYA	2.0%
10	ニトリホールディングス	1.8%

### ■ 組入上位10業種

	業種名	比率
1	情報・通信業	14.1%
2	電気機器	12.3%
3	医薬品	9.0%
4	サービス業	7.7%
5	輸送用機器	5.1%
6	化学	4.9%
7	銀行業	4.5%
8	不動産業	4.5%
9	機械	3.6%
10	小売業	3.4%

※業種は東証33業種分類によります。

## ■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2020年は7月31日までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時<sup>注</sup>までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款<sup>注</sup>」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約<sup>注</sup>を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

### 2【換金（解約）手続等】

#### <解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時<sup>注</sup>までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	<a href="http://www.alamco.co.jp/">http://www.alamco.co.jp/</a>
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

朝日ライフ クオンツ 日本株 マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
-------------------------------	---------------------------

#### <参考> マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
----	--

#### 基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	<a href="http://www.alamco.co.jp/">http://www.alamco.co.jp/</a>
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

### (3)【信託期間】

信託期間は無期限です。

「(5)その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

### (4)【計算期間】

原則として、毎年6月23日から翌年6月22日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (5)【その他】

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1) の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1) から5) までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3) 2) の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

#### 信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。

詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2019年6月25日から2020年6月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【朝日ライフ クオונツ 日本株オープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期 (2019年 6月24日現在)	第21期 (2020年 6月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	241,809,412	216,660,334
親投資信託受益証券	2,239,814,068	2,368,104,107
前払金	2,473,500	4,430,400
差入委託証拠金	6,525,000	9,555,000
流動資産合計	2,490,621,980	2,598,749,841
資産合計	2,490,621,980	2,598,749,841
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,948,500	6,185,400
未払解約金	-	8
未払受託者報酬	1,337,987	1,369,176
未払委託者報酬	14,717,820	15,060,848
未払利息	682	486
その他未払費用	67,553	68,399
流動負債合計	18,072,542	22,684,317
負債合計	18,072,542	22,684,317
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,721,595,181	2,714,402,379
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	249,045,743	138,336,855
( 分配準備積立金 )	227,069,847	271,729,247
元本等合計	2,472,549,438	2,576,065,524
純資産合計	2,472,549,438	2,576,065,524
負債純資産合計	2,490,621,980	2,598,749,841

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第20期	第21期
	自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	192,358,550	133,290,039
派生商品取引等損益	22,880,340	10,995,500
営業収益合計	215,238,890	144,285,539
<b>営業費用</b>		
支払利息	199,132	178,281
受託者報酬	2,810,494	2,774,428
委託者報酬	30,915,336	30,518,588
その他費用	190,516	161,146
営業費用合計	34,115,478	33,632,443
営業利益又は営業損失( )	249,354,368	110,653,096
経常利益又は経常損失( )	249,354,368	110,653,096
当期純利益又は当期純損失( )	249,354,368	110,653,096
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	10,099	654,024
期首剰余金又は期首欠損金( )	553,901	249,045,743
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,108	892,992
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,108	892,992
剰余金減少額又は欠損金増加額	258,483	183,176
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	258,483	183,176
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	249,045,743	138,336,855

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月23日から翌年6月22日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2019年6月25日から2020年6月22日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第20期 (2019年6月24日現在)	第21期 (2020年6月22日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 2,611,843,222円 期中追加設定元本額 111,055,033円 期中一部解約元本額 1,303,074円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 2,721,595,181円 期中追加設定元本額 2,402,471円 期中一部解約元本額 9,595,273円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 2,721,595,181口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 2,714,402,379口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その金額は249,045,743円であります。	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その金額は138,336,855円であります。
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 9,085円 (1口当たりの純資産額) (0.9085円)	4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 9,490円 (1口当たりの純資産額) (0.9490円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第20期 自 2018年6月23日 至 2019年6月24日		第21期 自 2019年6月25日 至 2020年6月22日	
	分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 27,593,432円	費用控除後の配当等収益額 45,444,427円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 円
	収益調整金額 631,662,592円	収益調整金額 630,199,857円	分配準備積立金額 199,476,415円	分配準備積立金額 226,284,820円
	当ファンドの分配対象収益額 858,732,439円	当ファンドの分配対象収益額 901,929,104円	当ファンドの期末残存口数 2,721,595,181口	当ファンドの期末残存口数 2,714,402,379口
	1万口当たり収益分配対象額 3,155円	1万口当たり収益分配対象額 3,322円	1万口当たり分配金額 円	1万口当たり分配金額 円
	1万口当たり分配金額 円	1万口当たり分配金額 円	収益分配金金額 円	収益分配金金額 円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第20期	第21期
		自 2018年6月23日 至 2019年6月24日	自 2019年6月25日 至 2020年6月22日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、信用リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第20期 (2019年 6月24日現在)	第21期 (2020年 6月22日現在)
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 同左
(2)派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(2)派生商品評価勘定 同左
(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第20期(自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	190,939,253
合計	190,939,253

第21期(自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	133,183,050
合計	133,183,050

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第20期(2019年 6月24日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	233,398,500	-	231,450,000	1,948,500
合計		233,398,500	-	231,450,000	1,948,500

第21期(2020年 6月22日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	210,610,400	-	204,425,000	6,185,400
合計		210,610,400	-	204,425,000	6,185,400

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期 自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	第21期 自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日
該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1) 株式(2020年 6月22日現在)

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券(2020年 6月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	朝日ライフ クオオンツ 日本株マザーファンド	1,303,160,966	2,368,104,107	
	日本円 小計	銘柄数:1 組入時価比率:91.9%	1,303,160,966	2,368,104,107	100.0%
合計				2,368,104,107	

(注1)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(デリバティブ取引等に関する注記)取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

## （参考情報）

当ファンドは、「朝日ライフ クオント 日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、「朝日ライフ クオント 日本株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日ライフ クオント 日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

（単位：円）

	(2019年 6月24日現在)	(2020年 6月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	52,494,672	97,088,164
株式	2,173,180,850	2,257,358,270
未収入金	-	552,343,700
未収配当金	12,281,026	16,078,760
前払金	659,600	2,385,600
差入委託証拠金	1,740,000	-
流動資産合計	2,240,356,148	2,925,254,494
資産合計	2,240,356,148	2,925,254,494
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	519,600	3,330,600
未払金	-	553,813,700
未払利息	148	218
その他未払費用	125	-
流動負債合計	519,873	557,144,518
負債合計	519,873	557,144,518
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,306,014,034	1,303,160,966
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	933,822,241	1,064,949,010
元本等合計	2,239,836,275	2,368,109,976
純資産合計	2,239,836,275	2,368,109,976
負債純資産合計	2,240,356,148	2,925,254,494

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

(2019年 6月24日現在)		(2020年 6月22日現在)	
1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	1,380,922,318円	期首元本額	1,306,014,034円
期中追加設定元本額	- 円	期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	74,908,284円	期中一部解約元本額	2,853,068円
2. 元本の内訳		2. 元本の内訳	
朝日ライフ クオンツ 日本株オープン	1,306,014,034円	朝日ライフ クオンツ 日本株オープン	1,303,160,966円
3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,306,014,034口	3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,303,160,966口
4. 担保資産		4. 担保資産	
株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入しております。		株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入しております。	
株式	13,386,000円	株式	13,636,000円
合計	13,386,000円	合計	13,636,000円
5. 1単位(1万口)当たりの純資産額	17,150円	5. 1単位(1万口)当たりの純資産額	18,172円
(1口当たりの純資産額)	(1.7150円)	(1口当たりの純資産額)	(1.8172円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、信用リスク、金利変動リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

(2019年 6月24日現在)	(2020年 6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 株式	2. 時価の算定方法 (1) 株式

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	同左
(2) 派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(2) 派生商品評価勘定 同左
(3) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	69,200,855
合計	69,200,855

(自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	104,015,750
合計	104,015,750

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2019年 6月24日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	62,239,600	-	61,720,000	519,600
合計		62,239,600	-	61,720,000	519,600

(2020年 6月22日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	113,405,600	-	110,075,000	3,330,600
合計		113,405,600	-	110,075,000	3,330,600

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	自 2019年 6月25日 至 2020年 6月22日
該当事項はありません。	同左

附属明細表

第 1 有価証券明細表

1) 株式（2020年 6月22日現在）

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大林組	29,900	1,024.00	30,617,600	
	清水建設	3,800	890.00	3,382,000	
	奥村組	3,300	2,479.00	8,180,700	
	熊谷組	3,800	2,607.00	9,906,600	
	九電工	9,200	3,010.00	27,692,000	
	キュービー	7,500	2,109.00	15,817,500	
	アリアケジャパン	2,800	6,930.00	19,404,000	
	日本たばこ産業	18,300	2,174.50	39,793,350	
	北の達人コーポレーション	8,300	588.00	4,880,400	
	北越コーポレーション	23,400	393.00	9,196,200	
	レンゴー	31,300	903.00	28,263,900	
	信越化学工業	3,900	12,345.00	48,145,500	
	カネカ	9,900	2,898.00	28,690,200	
	花王	900	8,650.00	7,785,000	
	D I C	4,400	2,751.00	12,104,400	
	マンダム	4,600	2,061.00	9,480,600	
	協和キリン	11,000	2,889.00	31,779,000	
	武田薬品工業	5,300	4,031.00	21,364,300	
	アステラス製薬	5,100	1,799.00	9,174,900	
	塩野義製薬	5,200	7,087.00	36,852,400	
	中外製薬	300	17,320.00	5,196,000	
	科研製薬	4,200	5,670.00	23,814,000	
	小野薬品工業	11,200	3,129.00	35,044,800	
沢井製薬	2,000	5,680.00	11,360,000		
第一三共	1,300	8,974.00	11,666,200		
ペプチドリーム	5,500	5,160.00	28,380,000		

バンドー化学	13,300	638.00	8,485,400	
共英製鋼	2,700	1,312.00	3,542,400	
三菱マテリアル	12,300	2,343.00	28,818,900	
古河電気工業	9,900	2,744.00	27,165,600	
東洋製罐グループホールディングス	6,500	1,264.00	8,216,000	
ディスコ	400	25,300.00	10,120,000	
日進工具	1,300	2,687.00	3,493,100	
S M C	200	55,630.00	11,126,000	
ユニオンツール	2,400	2,683.00	6,439,200	
クボタ	13,900	1,598.50	22,219,150	
ダイキン工業	500	16,625.00	8,312,500	
グローリー	1,800	2,506.00	4,510,800	
リケン	1,600	2,818.00	4,508,800	
コニカミノルタ	70,600	397.00	28,028,200	
日立製作所	1,000	3,460.00	3,460,000	
日本電産	500	6,797.00	3,398,500	
ヤーマン	5,300	1,009.00	5,347,700	
メルコホールディングス	3,200	2,845.00	9,104,000	
セイコーエプソン	8,800	1,299.00	11,431,200	
ソニー	4,400	7,607.00	33,470,800	
アドバンテスト	5,600	5,990.00	33,544,000	
キーエンス	1,500	44,570.00	66,855,000	
レーザーテック	200	10,450.00	2,090,000	
ファナック	300	19,380.00	5,814,000	
村田製作所	5,800	6,396.00	37,096,800	
小糸製作所	1,300	4,325.00	5,622,500	
キヤノン	3,700	2,242.50	8,297,250	
東京エレクトロン	1,200	25,085.00	30,102,000	
デンソー	4,800	4,010.00	19,248,000	
トヨタ自動車	9,300	6,818.00	63,407,400	代用有価証券 2,000株
プレス工業	13,300	273.00	3,630,900	
太平洋工業	7,100	928.00	6,588,800	
アイシン精機	800	3,225.00	2,580,000	
本田技研工業	3,000	2,850.50	8,551,500	
ヤマハ発動機	11,500	1,653.00	19,009,500	
シマノ	1,400	20,690.00	28,966,000	
理研計器	1,600	2,462.00	3,939,200	
H O Y A	4,400	10,375.00	45,650,000	

ニプロ	9,200	1,204.00	11,076,800
凸版印刷	4,100	1,856.00	7,609,600
任天堂	1,000	50,150.00	50,150,000
中部電力	5,700	1,394.00	7,945,800
東北電力	5,400	1,020.00	5,508,000
九州電力	4,900	883.00	4,326,700
電源開発	2,200	2,061.00	4,534,200
東京瓦斯	2,000	2,500.50	5,001,000
大阪瓦斯	2,000	2,126.00	4,252,000
東急	14,600	1,565.00	22,849,000
東海旅客鉄道	2,200	17,080.00	37,576,000
鴻池運輸	7,800	1,180.00	9,204,000
センコーグループホールディングス	10,200	803.00	8,190,600
ニッコンホールディングス	4,600	2,156.00	9,917,600
デジタルアーツ	1,100	8,720.00	9,592,000
ネクソン	13,900	2,433.00	33,818,700
ティーガイア	2,300	2,106.00	4,843,800
e B A S E	2,400	1,250.00	3,000,000
ダブルスタンダード	900	4,985.00	4,486,500
アカツキ	2,200	3,985.00	8,767,000
オービック	1,300	18,980.00	24,674,000
ジャストシステム	1,800	7,510.00	13,518,000
オービックビジネスコンサルタント	600	5,860.00	3,516,000
日本電信電話	18,600	2,496.00	46,425,600
K D D I	15,700	3,167.00	49,721,900
N T T ドコモ	15,700	2,901.50	45,553,550
カプコン	4,600	3,930.00	18,078,000
N S D	3,000	1,835.00	5,505,000
ソフトバンクグループ	5,200	5,512.00	28,662,400
三洋貿易	4,100	1,029.00	4,218,900
伊藤忠商事	1,000	2,331.00	2,331,000
三菱商事	1,900	2,317.50	4,403,250
東邦ホールディングス	4,700	2,045.00	9,611,500
日鉄物産	2,500	3,525.00	8,812,500
スズケン	2,000	4,010.00	8,020,000
ハニーズホールディングス	5,500	1,048.00	5,764,000
セブン&アイ・ホールディングス	11,200	3,708.00	41,529,600
ノジマ	2,000	2,595.00	5,190,000
良品計画	5,100	1,563.00	7,971,300

ファミリーマート	6,700	1,912.00	12,810,400
ライフコーポレーション	2,300	3,390.00	7,797,000
A O K Iホールディングス	12,300	637.00	7,835,100
ニトリホールディングス	1,700	19,835.00	33,719,500
めぶきフィナンシャルグループ	20,600	252.00	5,191,200
新生銀行	3,000	1,385.00	4,155,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	69,000	437.50	30,187,500
りそなホールディングス	17,000	377.50	6,417,500
三井住友トラスト・ホールディングス	1,300	3,067.00	3,987,100
三井住友フィナンシャルグループ	8,400	3,115.00	26,166,000
ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	1,756.00	5,268,000
ほくほくフィナンシャルグループ	4,800	924.00	4,435,200
広島銀行	10,300	511.00	5,263,300
みずほフィナンシャルグループ	154,500	135.50	20,934,750
S B Iホールディングス	1,600	2,298.00	3,676,800
大和証券グループ本社	14,300	459.70	6,573,710
野村ホールディングス	8,800	485.20	4,269,760
S O M P Oホールディングス	2,300	3,691.00	8,489,300
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	3,100	3,077.00	9,538,700
第一生命ホールディングス	8,000	1,367.50	10,940,000
東京海上ホールディングス	3,000	4,714.00	14,142,000
T & Dホールディングス	6,500	981.00	6,376,500
クレディセゾン	1,800	1,355.00	2,439,000
芙蓉総合リース	600	6,010.00	3,606,000
オリックス	10,100	1,391.00	14,049,100
プレサンスコーポレーション	5,000	1,191.00	5,955,000
三井不動産	8,600	2,060.50	17,720,300
東京建物	19,800	1,306.00	25,858,800
住友不動産	11,700	3,006.00	35,170,200
イオンモール	12,900	1,456.00	18,782,400
サンフロンティア不動産	3,900	868.00	3,385,200
ジェイエイシーリクルートメント	6,400	1,189.00	7,609,600
日本M & Aセンター	2,900	4,985.00	14,456,500
カカクコム	1,800	2,704.00	4,867,200
エムスリー	2,100	4,500.00	9,450,000
ケネディクス	16,100	539.00	8,677,900
電通グループ	6,000	2,754.00	16,524,000
オリエンタルランド	100	14,975.00	1,497,500
ユー・エス・エス	16,300	1,779.00	28,997,700

日本円 小計	アイ・アールジャパンホールディングス	1,900	10,610.00	20,159,000	
	ジャパンマテリアル	5,600	1,687.00	9,447,200	
	リクルートホールディングス	3,400	3,836.00	13,042,400	
	ペイカレント・コンサルティング	500	9,510.00	4,755,000	
	カナモト	2,900	2,324.00	6,739,600	
	船井総研ホールディングス	3,900	2,481.00	9,675,900	
	銘柄数：148	1,165,800		2,257,358,270	
	組入時価比率：95.3%			100.0%	
合 計	1,165,800		2,257,358,270		

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

## 2) 株式以外の有価証券(2020年6月22日現在)

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(デリバティブ取引等に関する注記)取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2020年7月31日

資産総額	2,455,953,147 円
負債総額	19,678,380 円
純資産総額( - )	2,436,274,767 円
発行済数量	2,714,394,269 口
1口当たり純資産額( / )	0.8975 円
(1万口当たり純資産額)	( 8,975 円)

## &lt;参考&gt; マザーファンドの現況

## 朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド

2020年7月31日

資産総額	2,250,485,756 円
負債総額	8,650,817 円
純資産総額( - )	2,241,834,939 円
発行済数量	1,303,160,966 口
1口当たり純資産額( / )	1.7203 円
(1万口当たり純資産額)	( 17,203 円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### 1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

##### 2. 受益者に対する特典

ありません。

##### 3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

##### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### 7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

資本金の額等（2020年7月末現在）

- 1) 資本金：3,000百万円
- 2) 発行可能株式総数：64,000株
- 3) 発行済株式総数：32,000株
- 4) 最近5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

#### 委託会社の機構

##### ・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

##### ・投資運用の意思決定機構

- 1) ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別(株式および債券)運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2) 運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3) パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注) 委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2020年7月31日現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	18	52,496
追加型株式投資信託	70	363,592
合計	88	416,088

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期別		第34期 (2019年3月31日)		第35期 (2020年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			3,855,371		3,890,445
前払費用	2		45,656		73,730
未収委託者報酬			259,774		262,142
未収運用受託報酬	2		370,262		243,265
未収還付法人税等			66,384		-
未収収益			20,104		17,228
その他			4,008		3,359
流動資産計			4,621,562		4,490,171
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	8,402		7,437	
器具備品	1	39,577	47,980	38,113	45,551
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		7,491	10,267	8,564	11,340
投資その他の資産					
投資有価証券		15,981		14,637	
関係会社株式		38,291		38,291	
長期差入保証金	2	36,642		35,819	
長期前払費用		2,329		582	
繰延税金資産		64,186	157,431	63,048	152,378
固定資産計			215,679		209,271
資産合計			4,837,241		4,699,442

期別		第34期 (2019年3月31日)		第35期 (2020年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)					
流動負債					
預り金			15,922		8,933
未払金					
未払手数料		83,627		85,810	
その他未払金		29,375	113,002	34,439	120,250
未払費用	2		390,894		315,689
未払法人税等			-		13,836
未払消費税等			16,560		44,486
賞与引当金			146,741		142,895
流動負債計			683,121		646,091
負債合計			683,121		646,091
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		402,404	628,404	303,249	529,249
株主資本合計			4,152,404		4,053,249
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1,716		101
評価・換算差額等合計			1,716		101
純資産合計			4,154,120		4,053,350
負債・純資産合計			4,837,241		4,699,442

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

期別		第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,105,583		2,956,200	
運用受託報酬		1,546,662		1,434,377	
その他営業収益		176,663	4,828,909	155,983	4,546,561
営業費用	1				
支払手数料			917,830		866,504
広告宣伝費			11,370		12,166
公告費			200		200
調査費					
調査費		510,829		519,037	
委託調査費		1,632,411		1,590,494	
図書費		1,226	2,144,467	1,276	2,110,808
営業雑経費					
通信費		3,457		3,081	
印刷費		14,371		15,011	
協会費		5,738		5,210	
諸会費		2,975		2,966	
その他営業雑経費		389	26,931	367	26,637
営業費用計			3,100,800		3,016,316
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		72,762		82,520	
給料・手当		724,969		755,499	
賞与		42,241	839,974	18,951	856,971
交際費			4,005		3,954
寄付金			14,370		4,256
旅費交通費			18,705		17,747
租税公課			33,696		35,032
不動産賃借料			98,887		102,155
退職給付費用			41,238		44,515
福利厚生費			121,438		125,057
賞与引当金繰入			127,451		123,800
固定資産減価償却費			19,861		20,043
諸経費			118,222		120,249
一般管理費計			1,437,853		1,453,784
営業利益			290,256		76,459
営業外収益					
受取配当金	1		40,923		42,951
有価証券利息			1,397		-

受取利息			20		19
受取賃借料			11,598		13,082
雑収入			282		952
営業外収益計			54,222		57,006
営業外費用					
雑損			1,599		896
営業外費用計			1,599		896
経常利益			342,878		132,569
特別利益					
投資有価証券売却益			11		2,139
特別利益計			11		2,139
特別損失					
固定資産除却損	2		128		80
投資有価証券売却損			124		0
特別損失計			252		81
税引前当期純利益			342,637		134,627
法人税、住民税及び事業税		58,350		31,932	
法人税等調整額		28,460	86,810	1,851	33,783
当期純利益			255,826		100,844

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466
当期変動額										
剰余金の配当					500,000	500,000	500,000			500,000
当期純利益					255,826	255,826	255,826			255,826
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								827	827	827
当期変動額合計					244,173	244,173	244,173	827	827	243,346
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,404	628,404	4,152,404	1,716	1,716	4,154,120

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,404	628,404	4,152,404	1,716	1,716	4,154,120
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					100,844	100,844	100,844			100,844
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								1,614	1,614	1,614
当期変動額合計					99,155	99,155	99,155	1,614	1,614	100,769
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	303,249	529,249	4,053,249	101	101	4,053,350

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によるおります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

項目	第34期 (2019年3月31日)	第35期 (2020年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	39,303	40,268
器具備品	119,098	109,998
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	5,995	6,106
未収運用受託報酬	4,242	4,099
長期差入保証金	39,651	39,651
未払費用	6,926	4,834

(損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	142,832	136,707
一般管理費	231,938	241,420
受取配当金	40,800	42,840
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	128	80

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	2019年3月31日	2019年6月20日

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	2019年3月31日	2019年6月20日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	100,000,000	利益剰余金	3,125円	2020年3月31日	2020年6月17日

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業(委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務)、投資助言・代理業(投資顧問契約に係る業務)及び投資運用業(投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務)を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

第34期(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,855,371	3,855,371	-
(2) 未収委託者報酬	259,774	259,774	-
(3) 未収運用受託報酬	370,262	370,262	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	15,981	15,981	-
(5) 未払費用	390,894	390,894	-

第35期(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,890,445	3,890,445	-
(2) 未収委託者報酬	262,142	262,142	-
(3) 未収運用受託報酬	243,265	243,265	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	14,637	14,637	-
(5) 未払費用	315,689	315,689	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式	38,291	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第34期(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,855,371	-	-	-
未収委託者報酬	259,774	-	-	-
未収運用受託報酬	370,262	-	-	-
合計	4,485,408	-	-	-

第35期(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,890,445	-	-	-
未収委託者報酬	262,142	-	-	-
未収運用受託報酬	243,265	-	-	-
合計	4,395,852	-	-	-

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,245	9,600	2,645
	小計	12,245	9,600	2,645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,736	3,908	171
	小計	3,736	3,908	171
合計		15,981	13,508	2,473

第35期(2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,631	7,491	1,140
	小計	8,631	7,491	1,140
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	6,005	7,000	994

を超えないもの	小計	6,005	7,000	994
合計		14,637	14,491	146

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,887	11	124
合計	5,887	11	124

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	9,138	2,139	0
合計	9,138	2,139	0

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付費用の内訳

(単位:千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
確定拠出掛金等	41,238	44,515

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(単位:千円)

	第34期 (2019年3月31日)	第35期 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	781	4,643
未払事業所税	1,021	1,047
賞与引当金	44,762	39,950
未払役員報酬	98	321
未払法定福利費	6,822	6,173
未払寄付金	608	622
未払確定拠出掛金	1,080	1,166
未返還投資顧問料	1,523	1,670
未払監査費用	4,225	4,670
未払調査費	654	582
関係会社株式評価損	3,689	3,689

敷金	2,518	2,684
税務上の繰延資産	3,366	2,244
小計	71,151	69,467
評価性引当額	6,207	6,374
繰延税金資産合計	64,944	63,093
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	757	44
繰延税金負債合計	757	44
繰延税金資産の純額	64,186	63,048

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位：%)

	第34期 (2019年3月31日)	第35期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.62	2.46
永久に益金に算入されない項目	3.65	9.74
住民税均等割	0.67	1.70
評価性引当額の増減	0.05	0.12
法人税額の特別控除額	2.82	-
その他	0.15	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.34	25.09

## (持分法損益等)

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	164,330	162,825
持分法を適用した場合の投資利益の金額	43,956	41,334

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
期首残高	19,581	19,036
増減額( は減少)	545	545
期末残高	19,036	18,491

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	91,000	生命保険業	(被所有)直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員兼任	運用受託報酬	47,155	未収運用受託報酬	4,242
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	231,938	前払費用	5,995

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	91,000	生命保険業	(被所有)直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員兼任	運用受託報酬	45,505	未収運用受託報酬	4,099
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	228,995	前払費用	6,106

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社(相互会社であるため上場しておりません)

## (1株当たり情報)

(単位:円)

項目	第34期	第35期
	(自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	129,816.27	126,667.21
1株当たり当期純利益	7,994.58	3,151.38

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第34期	第35期
	(自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	255,826千円	100,844千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	255,826千円	100,844千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

##### 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## &lt; 受託会社 &gt;

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額(2020年3月末現在)

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (参考) 再信託受託会社の概要

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円(2020年7月27日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt; 販売会社 &gt;

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196	同上
S M B C 日興証券株式会社	10,000	同上
株式会社 S B I 証券	48,323	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
立花証券株式会社	6,695	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
丸八証券株式会社	3,751	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	同上

(注) 資本金の額は、2020年3月末現在を記載しています。

## 2【関係業務の概要】

## &lt; 受託会社 &gt;

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

## &lt; 販売会社 &gt;

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

### 第3【その他】

目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。

請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。

目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

- 1) 金融商品取引法上の目論見書である旨
- 2) 金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
- 3) 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
- 4) 目論見書の使用開始日
- 5) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- 7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- 8) 購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨

当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ クオオンツ 日本株オープンの2019年6月25日から2020年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ クオオンツ 日本株オープンの2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。